

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年2月3日(2011.2.3)

【公表番号】特表2010-519253(P2010-519253A)

【公表日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2010-022

【出願番号】特願2009-550600(P2009-550600)

【国際特許分類】

A 61 K 47/42 (2006.01)

C 07 K 14/78 (2006.01)

【F I】

A 61 K 47/42

C 07 K 14/78 Z N A

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月2日(2010.12.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

制御放出組成物の製造方法であって、以下の工程：

- 組換えゼラチンおよび医薬を含む混合物を調製する；
- この混合物中の組換えゼラチンを架橋させて、内部に医薬が閉じ込められた三次元網状構造体を提供する；

を含み、ここで、該組換えゼラチンはヒドロキシリジン架橋および／またはヒドロキシプロリン残基を本質的に含まない、前記方法。

【請求項2】

得られた、内部に医薬が閉じ込められた三次元網状構造体を乾燥させることをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

組換えゼラチンが架橋性の基で化学修飾されている、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

架橋したゼラチンが、レドックス重合、ラジカル重合または化学架橋により得られる、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

レドックス重合またはラジカル重合が、ペルオキソニ硫酸カリウムおよびN,N,N',N'-テトラメチルエチレンジアミンの混合物により開始される、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

組換えゼラチンが、グリコシル化を本質的に有しない、請求項1～5のいずれか1項に記載の方法。

【請求項7】

組換えゼラチンが約2.5～約100kDの分子量を有する、請求項1～6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項8】

医薬、並びに、ヒドロキシリジン架橋および／またはヒドロキシプロリンを本質的に含

まない、少なくとも 1 の化学架橋した組換えゼラチンを含む、制御放出組成物。

【請求項 9】

組換えゼラチンが、グリコシル化を本質的に有しない、請求項 8 に記載の制御放出組成物。

【請求項 10】

組換えゼラチンが約 2 . 5 ~ 約 1 0 0 k D の分子量を有する、請求項 8 または 9 に記載の制御放出組成物。